

# 国民健康保険、後期高齢者医療に係る事務に関する助言内容

令和4年度(2022年度)

厚生労働省 東北厚生局 管理課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 国民健康保険、後期高齢者医療に係る事務における地方厚生局の役割について

地方厚生（支）局では、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、地方自治法等に基づき、国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の行う業務（介護保険事業関係業務、障害者自立支援事業関係業務及び児童福祉事業関係業務を除く。）並びに後期高齢者医療広域連合が行う業務、市町村が行う後期高齢者医療制度に関する業務及び後期高齢者支援金等の額の算定に関する助言や指導を実施しています。

東北厚生局においても、管内の自治体や保険者と事務打ち合わせの場を持ち、業務の確認を行い、助言等を実施しています。

令和4年度は、6県、6市町村、後期高齢者広域連合6機関、国民健康保険団体連合会3機関と事務打ち合わせを実施しています。

全機関において指導に該当する事例はありませんでしたが、助言を実施しています。

助言の内容は次ページ以降をご覧ください。

## 県(国民健康保険制度)への助言状況

### 【収 納】

- ・延滞金未調定の保険者について、未調定としている理由を把握し、積極的な調定と延滞金の徴収に向けた助言を実施すること。
- ・収納率の実績が目標を超えている保険者に対しては、目標の見直しを助言すること。

### 【医 療 費】

- ・療養費の支給の適正化について、各保険者における多部位等の支給申請書に関する患者調査の実施状況を把握し、その結果を参考に適切な助言を行うこと。
- ・医療費分析について、担当課から情報が共有された際は、国保における医療費適正化対策の観点からの検証等を行い、市町村等に対する指導等への活用を図ること。
- ・市町村において、重複・頻回受診、重複・多剤投与対策として保健師の巡回指導が実施できる体制を構築するため、関係機関と連携・強化の上、市町村への支援・助言を行うこと。
- ・重複・頻回受診、重複・多剤投与対策における対象者の抽出について、市町村間で被保険者数と対象者数の比率に大幅な差異があることから、抽出条件を確認し必要に応じ助言すること。

### 【保健事業】

- ・特定健康診査・特定保健指導の受診率の向上にむけて、県の関与・指導等の強化を図ること。

### 【事務処理】

- ・人的資源に課題を有する市町村保険者に対しては、事務の共同化について積極的な助言・指導を行うこと。
- ・事務処理誤り等が発生した場合の報告体制や報告範囲について、関係機関と協議の上、早急に整備すること。

## 県(後期高齢者医療制度)への助言状況

### 【保健事業】

- ・データヘルス計画について、策定内容の確認に留まらず、広域連合における取組に対する分析・評価等を聴取し、県における今後の指導・助言の参考とすること。
- ・健康政策を所管する部署とは情報共有に留まらず、後期高齢者医療制度における課題等を踏まえた検討の場の設置、専門職からの助言の教授などにより、広域連合及び市町村に対する更なる指導・助言の資質向上を図ること。
- ・健康診査の受診率について、同規模の市町村間で受診率に大きな差があることから、取組状況の聴取、事例共有などの取組を行うこと。
- ・保健事業と介護予防の一体的実施について、市町村に対し継続的に事例の横展開を行い、事業開始を支援すること。

### 【収 納】

- ・滞納者対策について、不納欠損処理件数に対して滞納処分の執行停止等の件数が少ないため、市町村で適切に事務処理が行われるよう指導・助言を強化すること。

### 【事務処理】

- ・事務処理誤り等が発生した場合の報告体制や報告範囲について、関係機関と協議の上、早急に整備すること。

# 市町村(国民健康保険制度)への助言状況

## 【医療費】

- ・医療費分析の結果を踏まえた保健事業の実施や、医療費適正化対策を積極的に講じること。
- ・療養費（保険適用外の施術）についての広報が低調であるため、医療費適正化対策及び被保険者教育の観点から積極的に取り組むこと。
- ・療養費の支給の適正化の観点から、受傷原因調査などの患者調査を行うこと。

## 【賦課】

- ・住民税未申告者への申告勧奨通知後の対応が行われていないことから、未申告者に関する取組を強化すること。

## 【保健事業】

- ・特定健康診査の受診率に変動が見られないため、受診率の向上に向けた取組を強化すること。
- ・特定健康診査・特定保健指導について、個人へのインセンティブの提供に関する事業の実施を検討するなどにより、受診率の向上に向けた取組を行うこと。
- ・保険者努力支援制度における評価項目である特定健診等の取組強化について、引き続き検討及び実施を進め、健康維持等を図るとともに、評価に基づいた交付金の交付による保険財政の安定を実現すること。

## 【事務処理】

- ・人員不足を認識していることから、事業の共同化について、近隣市町村保険者への相談等を実施すること。

## 【運営協議会】

- ・国民健康保険運営協議会議事録については、欠席者及び会議の成立要件を満たしていることを明記すること。

## 市町村(後期高齢者医療制度)への助言状況

### 【医療費】

- ・整形外科受診者において、「あんま・はり灸師等による温熱療法」の受診傾向が確認されていることを踏まえ、医療費適正化の観点から、あはき療養費に関する周知・広報に留意すること。
- ・1人あたりの診療費が高いことから、医療費分析を早急に進め、地域の実情にあった保健事業を展開すること。

### 【収 納】

- ・収納率向上のため口座振替を積極的に勧奨していくこと。
- ・滞納者への対応は、税務担当課と連携するなど全庁体制での取組を行うこと。
- ・個々の滞納者の滞納額を把握し、個々の滞納者に対する徴収活動の経過がわかる記録を作成すること。
- ・滞納者に対する取組が低調であるため、電話催告、職員の臨戸訪問等を行うなど、滞納者に対する取組を強化すること。
- ・滞納者対策について、不納欠損処理件数に対して滞納処分執行停止等の件数が少ないため適切に事務処理を行うこと。
- ・執行停止、不納欠損等の滞納処分を適切に進めること。

### 【保健事業】

- ・健康診査受診率における年度目標については、前年度計画目標を下回らないものとする。
- ・転入者に対する健康審査の周知が不足しているため、転入時の手続きをする際に、健診の案内、申し込みを窓口でできるようにするなど、周知する機会を増やすこと。
- ・保健事業と介護予防の一体的実施について、事業実施に向けて内部調整を進めるとともに、広域連合と連携を取りながら適切に計画を策定すること。

# 国民健康保険団体連合会・後期高齢者広域連合への助言状況

## 国民健康保険団体連合会

### 【保健事業】

- ・保健事業について、保険者の意見・要望を吸い上げる機会を積極的に設けること。
- ・特に小規模保険者支援については、保険者からの要望を丁寧に拾い上げること。

## 後期高齢者広域連合

### 【事業運営】

- ・事業運営について、短期間での担当業務変更はインシデントの危険性が高まるので、より一層のマニュアルの整備・徹底を行うこと。

### 【医療費】

- ・レセプト点検に関する契約について、一ヶ月あたりの減額件数の下限設定が適正であるか精査すること。
- ・レセプト点検について、内容点検が全件実施されていない理由を委託先に確認をすること。また、診療内容の妥当性以外の点検状況（重複請求等）についても委託先に確認をすること。

### 【収 納】

- ・滞納者対策について、市町村によって滞納処分の執行停止等の件数に偏りがあるため、件数が計上されていない市町村について、適切に処理されているか取組状況を確認すること。

## 後期高齢者広域連合

### 【保健事業】

- ・ はり・きゅうマッサージ等施術費用助成については、特に医療機関受診者が助成券を利用している場合において、医療費適正化の観点から、あはき療養費の請求の有無等を確認すること。
- ・ 保健事業と介護予防の一体的実施について、市町村に対し継続的に事例の横展開を行い、事業開始を支援すること。

### 【個人情報】

- ・ 後期高齢者医療レセプト点検業務委託においては、委託契約書に基づき、随時、実施状況の確認（特に個人情報管理状況）を行うこと。

### 【事務処理】

- ・ 事務処理誤り等が発生した場合の報告体制や報告範囲については、自治体と協議の上、早急に整備するとともに、県庁への報告についても適切に実施すること。